

平成22年  
(仮称)自治基本条例検討連絡会議  
会議概要記録

平成22年10月21日  
新宿区議会

○辻山座長 それでは、時間になりましたので、第43回の検討連絡会議を始めたいと思います。いつものように、最初に配付資料の説明からお願いします。

○事務局 それでは、本日お配りしている資料について御説明させていただきます。

恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

まず、本日の資料ですが、次第を1枚めくっていただきますと、資料1ということで、地域報告会担当表（案）という形で、昨日ですが、副座長会のほうで一応案をつくらせていただきましたので、そちらの案を配付しております。これについては、後ほど御説明させていただきます。

続きまして、資料2が自治基本条例地域報告会の次第案ということで、当日の進行の部分も含めまして、資料として配付しております。これも後ほど事務局のほうから御説明させていただきます。

続きまして、資料3が10月25日発行の広報になります。自治基本条例が制定されましたので、来年の4月1日から施行されるということで、自治基本条例の制定に関する記事を1面で載せさせていただきますいております。11月25日には、自治基本条例の特集号という形で、広報に掲載していきたいというふうに思っております。

続きまして、資料4が自治基本条例地域報告会のチラシ及びポスター案ということで、本日お配りしております。

続きまして、資料5が自治基本条例逐条解説（修正案）ということで、前回の検討連絡会議の議論及び区民検討会議からのいただいた意見を踏まえまして、修正案という形で本日お示しさせていただきますいております。これにつきましても、後ほど変更点について御説明させていただきます。

続きまして、資料6が三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の検討連絡会議の会議について6ページ、最終ページになりますけれども、記載させたものを改めてお配りさせていただきます。

そして最後に、資料7が前回の検討連絡会議の開催概要になっております。

本日お配りしている資料としましては、資料1から資料7まで、以上となっております。よろしく願いいたします。

○辻山座長 ありがとうございます。

十何日だっけかな、ちょっと雑談ですけども、地方行財政検討会議が18日に開かれて、片山総務大臣が初めて出席したということのようです。その中で大分抱負を述べたようですが、ちょっとやっかいなのは、御承知のように今、自治体の基本構造、つまり二元代表制をより独立したものにしていくか、それとも議会内閣制のようにつけていくかという議論をやっていて、自治体でそれを選択できるようにしようという、大まかな方向性ですが、その場合に有力視されているのは、それを選択するのは、それぞれの自治体の自治基本条例であるというふうにして、勝手に自治基本条例が出てきていて、おい、迷惑だわという、ちょっとどういうふうに交通整理するのかですね。

既にもう制定しているところ200以上になりましたので、そういう事情を知らないのだろうかと思いつつ、これが1点と、もう1点は、住民投票について随分ここで議論いただきましたけれども、片山総務大臣の念願は、地方自治法に住民投票制度一般を規定するというところのようでございます。随分と前から言っていて、今回のこの会議でも相当強調しておられます。つまり、名古屋市のような事例が発生するのを、議会の解散だ、首長の不信任だと言わずに、例えば減税なら減税をめぐる投票をやるんじゃないかというようなことができるように、常設型というか、もう法定の住民投票制度を入れたいということを言っていて、そうするとここで可決された条例との関係はどうなるんだとか、そういう問題がどうもちらほらと出てきそうで、大変勝手に議論してくれていて迷惑だなというふうに思っているところでございますので、今後の動きにちょっと注目をしておいていただきたいなということでございます。

という雑談を申し上げましたが、それではきょうの最初の議題で、地域報告会の開催についてということで、副座長会で検討された結果が出ておりますので、これちょっと説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、昨日開かれました副座長会における検討内容につきまして、事務局から御説明させていただきます。

まず、本日資料1でお配りしております地域報告会の担当表ですが、前回お示しさせていただ

いた資料の中には、それぞれ参加の検討チームを記載させていただいておりましたけれども、それを踏まえまして、具体的に担当する方のお名前を入れさせていただきました。

この決め方につきましては、一応、各委員1ないし2回それぞれ司会・あいさつ、もしくは説明のほうを担当していただくということで、設定させていただいております。ただし、区の職員につきましては、若干控え目にさせていただいております。

本日お配りした資料の中で、もし御都合が悪いということでしたら、それぞれ区民委員は区民委員同士の中で変更していただくのは差し支えございませんが、それぞれのチームのうちにお一人は、そこに残るような形で変更していただく分には差し支えないと思っております。後日もしそういった変更がある場合につきましては、事務局のほうに御報告していただきたいと思っておりますが、それも踏まえまして、後ほど皆さんで御意見があれば、御意見をいただければというふうに思っております。

続きまして、資料2のほうは、こちら昨日の副座長会で検討されました当日の進め方の案になっております。

昨日の副座長会の中では、司会とあいさつ者につきましては、同じ方に担当していただくということで、案を示させていただいております。当日のあいさつにつきましては、以前のように決まった形ということではなくて、担当された委員の方の自由にごあいさつをいただくというふうに考えております。

そして、当日の条例の説明につきましては、前回の地域懇談会と同じような形で、パワーポイントを使用した形で行いたいというふうに思っております。

説明資料につきましては、基本的には逐条解説の説明文をもとに、御説明いただくということですが、当日の時間からしまして、説明文すべてをお読みいただくことはできませんので、その説明文を要約したものを事務局のほうで作りまして、改めて次回の検討連絡会議でお配りさせていただいて、御意見をいただきたいと思っております。

そして、その後に質疑応答を行いますということで、時間配分につきましては、あいさつを5分、そして条例の説明を40分、質疑応答・懇談を45分という形で、90分の割り振りをさせていただいております。

また、当日使う資料につきましては、これから作成します自治基本条例のパンフレット、これにつきましては条例の概要と条文そのものを載せたものを作成したいと考えておまして、全8ページ、表、裏面を含めまして全8ページのものを作成したいというふうに思っております。そして、本日御検討いただく逐条解説を当日配付いたします。そしてまた、パワーポイントの画面を編集した資料、これにつきましては事務局で作成しまして、次回、検討連絡会議で案を示しまして、御検討いただきたいと思っております。それと、区民討議会の報告書の概要版、それから区民アンケートの集計結果の要約版、これらを当日の資料というふうに考えておりますので、これにつきましても後ほど御意見をいただければと思っております。

そして、資料4になりますけれども、これが自治基本条例の地域報告会のチラシ、ポスター案で考えております。お配りした用紙につきましては、白紙、白い紙をお配りしておりますけれども、実際は色つきの紙にカラー印刷ではなくて、白黒印刷になりますけれども、印刷したものをチラシ及びポスターにしたいというふうに考えております。

ポスターの掲示につきましては、区の委託掲示板及び町会が保有している掲示板のほうに、A4版サイズで掲示していただくということになっております。また、区の直営掲示板のほうにも掲示していきます。また、特別出張所、もしくは地域センターのほうにポスターを掲示するとともに、チラシの設置をお願いしたいということで考えております。こちらのチラシ、ポスター案につきましても、後ほど御検討いただいて、もし御意見があればいただければというふうに思っております。

昨日の副座長会で検討された内容につきましては、以上のとおりです。よろしくお願いたします。

○辻山座長 ありがとうございます。

それでは、順にいきましょう。

資料1の地域報告会の担当表、これでいいかということですが、御意見のある方、どうぞ。

○根本委員 きのうの話で、何でこうなんだという話で多分、おれは何でこうなんだというように思うかもしれません。考え方としては、司会・あいさつと説明で、担当のところで1カ所につき2人ということになるわけだよね、しゃべる人はね。そこで、区民、それから議会、その次は議

会、区民ということで分けて、それで割り振っていったんですよ。だから、見ると、高野委員、山田委員、斉藤委員、久保委員、樋口委員、あざみ委員、交代交代になっているでしょう。こっちも交代交代。それで、2順したところで、途中から理事者がだれもゼロというのも何だということで、12月11日の野澤委員のところから重複しないようにというか、議会の側のほうから行政側のほうに、ここが変わっていくということになっているんですよね。というようなことで名前が入っていったということで、全然他意はありませんので、もうちょっと違うやり方をやれというんだったら、入る余地はありますので、どうぞ言ってみてください。

○辻山座長 どうですか。

○根本委員 だから、行政の2人を除くと、最低1回はどちらかを担当すると。多くても2回までという。例えば、久保委員は2回になっていたり、2人ぐらい2回であるのかな。その程度なんですわね。

○久保委員 何か言うとしたら、2回は僕は多過ぎるというぐらいで。結構です。

○辻山座長 それじゃ、そういうことで進めていただきますよう。

これはこれでいいとして、次に資料2の進め方について説明を受けましたけれども、これはいいですか。何か問題ありませんか。  
どうぞ。

○根本委員 これも補足しますけれども、あいさつは原稿をつくりませんから、皆様方が自分の個性を發揮しながら、最初の高野委員のを参考にしながら、いろいろ個性を發揮していくということになると思うんです。

それで、2番の40分のパワーポイントメントは、さっき事務局から説明があったように、一応文書をつくと。それをもとに説明するという形で、大体だれが担当しても、同じようなことをお話しするというように準備するというのでございます。

○辻山座長 ちなみに、ちょっと教えてほしいんだけど、「○○委員」と「○○委員」というのは同じ人。

○根本委員 これがここに入るわけですよ、これ。例えば、11月17日は「○○委員」が高野委員で、「△」が私。

○辻山座長 ということになると、これから始めますと言って、では主催者あいさつと自分がやるわけだ。

○根本委員 全部兼ねちゃうと。

○辻山座長 そうね。わざわざそこで1人立てておくのもね。

問題なければ、じゃ、このように進めていくということにいたしましょう。

それから、次に資料4のこのチラシですね。これ中身ちょっと見ていただいて、体裁もそうですが、よろしいでしょうかね。

どうぞ。

○斉藤委員 いつも町内掲示板で張るわけですがけれども、紙が薄いと、これかなり長期張っていかなくてはいけないので、少し厚目の。これだと、すぐ風吹いて、雨が当たっちゃうとすぐ飛んでいっちゃうから、少し厚目のやつが大変ありがたいんですけども。また、掃除するの大変なので。扉があるやつはいいんですけども、扉がないやつは、昔からあるやつは。これ約50日間ぐらい、だって（「終わるまでね」と呼ぶ者あり）ええ、なりますから。予算がないのかもわかりませんが、どっかから持ってきてください。

○事務局 一応用紙につきましては、既に用意してあるところですが、すみません、持ち帰って検討させていただきます。できるだけ対応するようにさせていただきます。

○辻山座長 そのほか。  
どうぞ。

○久保委員 これが大きくなって、それで紙も少しよくなって、ポスターになるといいですね。

○事務局 町会の掲示板に張るポスターにつきましてはA4版ということで、掲示物については統一させていただいておりますので。ただし、地域センターとか出張所に張るポスターにつきましては、A3版で対応させていただきます。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 ポスター、それからこのチラシなんですが、第2パラグラフの1行目、ちょっと気になるんですね。議会の委員会では、逐条解説で御苦勞をわかりながらきついことを言ったから、この間はやめちゃったんですけども、きょうはまた別の場だから言わせてもらいますけれども「条例の内容を説明し、区民の皆さんとご意見を交換するため」、交換するという言葉で何とかかわしているようですけれども、区民というのはそんな甘くないですね。何かほかのいい言葉はないんだろうかと。意見を交換すると。交換するというふうに書いているから、僕らの側の言わんとしているところはわかるけれども、出てくる区民はそうはとらないよね。

僕はなぜ言うかというね、実質はベストではないのはわかっているけれども、形式的には最高のもので、完成されたものとして僕らは出す。それについてまた意見か、こういうふうに向こうはとってきますよ。意見を言っているんだと思ってきますよ。そういう書き方をしたら、司会が苦勞すると思いますよ。だから、1回目を僕はやるんで、今これを見て、頭痛いなと思ったんだけど、何かいい言葉はないんでしょうかねと心配なんです。

○辻山座長 なるほど。これ文章、まだ変えられるの。

○事務局 文章は大丈夫です。

○辻山座長 じゃ、もうできているんだから、区民の皆さんに御理解いただくということになるね。

○久保委員 そういうことなんです。御理解いただき、今後協力していただくというような趣旨に徹したほうが、なす議員は本会議で未完成だなんて言われたけれども、完成したものとして僕らは出す気持ちですよ。それじゃなければ失礼なもの。それにまた意見ですか。これは、僕はちょっといただけないんですね。

○辻山座長 ただね、御理解いただくというのは、要するに一種の広報を直接人づてにといういい機会なんだけれども、聞くだけかいというイメージを持たれるのもマイナスになるという感じが。

○久保委員 僕らの立場は、これをただ出しただけでは不親切だから、これはわからないとかいうことは丁寧に説明させますと。皆さんの意見を伺った上で、また考えますなんていうことは、おくびにも出しちゃいけないということを言いたいんで。

○辻山座長 なるほど。どうですか。

結構この地域報告会の趣旨にかかわることなので、そこはちょっとしっかりしておいたほうが良いと思うけれども。

どうぞ。

○齊藤委員 前、懇談会をやりましたよね。パブリックコメントとか、いろいろやりまして、多分この地域報告会にも、その方が見えるんじゃないかというように思うんですね。そうすると、同じようなことをまた言うてくるのではないかというふうなことだと思えます。ですから、あのときは一応意見を聞きますよと、我々でまた検討しますよという話ですけども、今回はもう完璧にできちゃっているんで、ある程度やっぱり聞いてもらおうというようなほうが、僕、司会をやるので、つらい立場になるのは嫌ですから、なるべく楽に楽に進めていきたいと思えますので、ある程度やっぱりこの辺で決めておいていただいたほうが良いのではないかと思いますけれども。

○辻山座長 はい。

○野尻委員 既にもう質問が来ていまして、パブリックコメントのときに非常に意見が多かった、区民懇談会でもですけれども、区民と住民ですね。それから、あとは区民の代表が議会というのはおかしいのではないかとか、それからもう一つは、区民の定義で団体ですね。活動する団体、それは反社会的な団体、新宿区は多いですよ。そういう人について、そういう団体について質問したいという話が出ているんですね。そういうときに、やっぱり質問をいただいて、それに答えるという立場ですよ。詳しく答えてあげる。その辺がちよっと盛り込まれるといいかなと思いますね。

○辻山座長 これ何か今の線に沿って案はありますか。

今のそのままやると、区民の皆さんの疑問にお答えし、御理解を深めていただくためというような表現かなという。しかし、結構それもおいでという感じはするけれどもね。疑問にお答えし。はい。

○樋口委員 そうしますと、今の野尻委員の御発言なんかを想定すると、この前の中間のときでしたっけ、パブリックコメントについて回答を出していますよね。やっぱりああいうのをもう一回ちゃんととらえて、同じような質問、それこそ疑問が出てきたときに、違う答えが返っちゃちゃまずいわけで、あれをやっぱり一つはちゃんと頭の中に用意していくということですよ。

○辻山座長 ええ。だから、会場にも配られるんでしょう、概要版は。パブリックコメントは入ってなかったか。討議会とアンケートだと言ったですかね。ああ、そうですね、そういう準備が必要になるね。

はい。

○樋口委員 あとは逐条解説、ここに詳しく出ていますので、それを頭に入れておくとか、当日その逐条説明というのは、この冊子は、解説は出るんですか、参加者に。逐条解説の。

○事務局 逐条解説は配布します。

○樋口委員 そうしますと、もう網羅されていますね、そういう質問に対しては。でも、改めてまたほかにもっと詳しくとね。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 もう一度申しわけないけれども、当日の会場に配布される資料をもう一度だけ教えてください。

○事務局 お配りした資料の2になります。資料2の次第のところの下段に、配布資料ということで、当日お配りさせていただく1から5のものをお配りいたします。

○辻山座長 これいつ印刷にかけますか。もう。ここで文言も決めたほうがいい。

○事務局 はい。本日決めていただかないと、できればもうあすぐらいから印刷に着手して、来週早々にはお送りしたいというふうに思っております。

○辻山座長 先ほど仮の案を示しましたけれども、ほかないですか。修正とか。どうぞ。

○久保委員 それで、今言った問題で、配布資料の資料4と5、これが配られることが、さっきの僕の心配に輪をかけるんです。これははっきり言って、条例が可決する前の素案づくりの段階でなら意味があるんですけれども、条例が確定した報告会に、また討議会の報告書、アンケートの集計結果、概要版であろうが要約版であろうが、こういうものを出す姿勢というのは、まだまだ御意見を伺いますよという姿勢に僕はとられると思います。

○辻山座長 どうでしょうか。

○久保委員 僕は、はっきり心を鬼にして、最高のものを区民の皆さんに御判断いただきたいというふうに、私たちは思っつくった、3年余。これは最高なんですと。あらゆる思い、自分たちのあらゆる力を使って3年余やってきましたと。これが今の時点で最高なんですと、どうか御理解くださいという結論の姿勢で臨まないで、まだまだ意見を伺うこともあり得るような姿勢は、これっぽっちも出してはいけないということを僕は言いたい。そのための資料に使われるだけじゃないんですか。

○辻山座長 なるほど。  
どうぞ。

○高野委員 特に反対意見ではないんですが、例えば今パブリックコメントというか、4つの形で4回にわたって皆さんの意見をお聞きしたと。それで、条例を決めちゃったのかよという部分が必要があるので、その部分の補完という意味も含めると、こういうふうに出すのも親切なのかなという、一方では考えがあるんじゃないかという考え方もある。ただし、今それに対して提案はしましたけれども、これをなくす、なくさないというふうな部分のところを、もうちょっとみんなで話し合ったほうがいいかと感じます。

○辻山座長 でき上がった条例が、ここのメンバーにとって何者かということですね。

○久保委員 でき上がった条例と逐条解説があれば、それで報告会は十分だと思っています。もう言いません。

○辻山座長 さて、どうでしょうかね。

それも、私も伺っていて、一つの考え方だと。つまり、さまざまな手だてで意見を伺ったりしてきたけれども、全部は採用していないけれども、その中で取捨選択をしながらつくり上げた、その結果がこの条例だというふうに言うので、落としたものまで一覧を出すことはないだろうという、それも一理だな。もう一理は、先ほど高野委員が言われたように、これだけさまざまな手だてでいろんな意見を吸収しようとしたんだということを示すという、その一理もあるなど。これは困ったなど。  
どうぞ。

○野尻委員 概要版と要約版と非常にきちんとしたものをお出しするのと並行して、もし出すならばですね。パブリックコメントとか、地域懇談会の表になっていますよね。ああいうものも一緒に出さなければ、それまでどれだけの区民の意見を吸い上げたかというのが欠けているんですよね。これだけですと。どちらかですね。

○久保委員 僕は出さないほうなんだけれども。でも、どちらでも、それは。出すなら全部出したほうがいいね。これだけやってきたと。

○野尻委員 この配布資料についての説明をちゃんとするというので、これまで意見をいただいて、それをもとに修正、加除を加えてつくり上げましたみたいに。

○辻山座長 確かに、最初に野尻委員が言われたように、区民と住民との関係なんかについても、どこの会議のときにも意見が出ているわけですよ。それをまた繰り返して説明するということのつらさみたいなものはありますよね。当然そのプロセスは、区民の方には理解されていないわけだから、十分そこは議論したんですよと何遍も言うことになりそうよね。久保委員の御提案のようにしますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 それならば。  
どうですか。

事務局はそれでいいですか。  
専門部会はどうですか。

はい。

○針谷委員 非常に両方の意見もっともな御意見だと思いますので、来た方全員に配るのは1から3までというふうにした上で、話の中で恐らくパブリックコメントやりましたとか、区民討議会もやりましたという話もあるので、その資料をくれないかという人は必ずいると思うんですね。なので、準備はしておくとか、後ろに置いておくなりという方法で、持っていかないのもちよっとくださいと言われたときの不安があるので、そういう玉虫色的と言っては申しわけありませんが、両方を立てるといような案と、欲しい人には渡すことができるということで、準備をしておくということではいかがでしょう。

○辻山座長 どうぞ。

○斉藤委員 欲しい人が1人持っていくと、絶対みんな持っていくんですよ。ですから、やっぱりそれは見えないところに置いておいて、終わってからそういうのをくださいという分には出しても構わないですけども、始まる前は結構きついんじゃないかと思えますけれどもね。

○針谷委員 それでは、準備をさせていただいておいて、1回、2回というようなところでも出てくるかもしれませんが、状況に応じて置いたほうがいいのか、そのままこちら側で持っていて、必要に応じて渡せばいいのかというのは判断させていただくとして、基本的には、まず準備するだけでとどめるというところではいかさせていただきますか。

○辻山座長 じゃ、そういうことではいきますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 資料3までですか、これは。（「はい」と呼ぶ者あり）配布資料の3までです。

○辻山座長 それでは、役割分担、それからチラシについて、進め方についても了承した。どうぞ。

○事務局 1点だけ。これらの概要版と要約版の説明をさせていただいたときに、ここの議事録に、そういったものをその報告会のときに配りますという発言をさせていただいているんですね。したがって、それとの整合性について少し御判断いただかないと、過去の議事録を見ていただいた方がもしした場合について、配っていないんじゃないかというような意見も出ないとも限らないと。区民討議会の報告書などを提示させていただいたときに、これについては今後そういった地域報告会の際に使っていきますということを発言させていただいておりますので、そこも踏まえて少し決めたほうがよろしいのではないかとこのように思います。

○辻山座長 どうぞ。

○樋口委員 進行とかそういうことを考えたら、久保委員のおっしゃること、私もこの会というのは、これまでやってきたことの現時点での集大成だということでは賛成なんですけれども、やっぱりこういう概要版とか要約版、報告書などをつくっているということは、区民の人に知っていただく機会でも、この会はあると思うんですね。だから、やっぱり結果としての説明の資料というところで、何らかの形で配布していくということも考え方じゃないかなと思うんですけども。

○辻山座長 要するに、ちゃらっと袋の中にもう詰めちゃっておくということですね。これは先ほどみんなが決めたことをもう一回、今ひっくり返す話になっています。どうぞ。

○樋口委員 だから、資料として会場には置いておく、希望者で。私、みんなが持っていくとか、それをもって全部こうやってするというような感じもなく、関心のある人は持っていくという、せめてそのぐらいの扱いはしてもいいんじゃないかなと思うんですけども。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 本資料は資料3までにして封筒に入れて渡して、参考資料というふうに書いて、必要な方はどうぞお持ち帰りくださいと受付の机へ置いておけば、大体両方の考え方というのは通るんじゃないでしょうかね。参考資料としてどうぞお持ち帰りくださいと置いておけば、この資料をもって論議するんではありませんという意味表示をしておけば、僕はいいんじゃないかと思えますけれども。

○辻山座長 いいですか、それで。

〔「それでいいです」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 それでみんなが持って帰っても、それはそれでいいと。

○久保委員 持って帰ってくればありがたい。

○辻山座長 では、そういうことにいたしましょう。  
文章はどうですか。

○根本委員 さっきの先生が言ったの何でしたっけ。条例の内容を説明し……。

○辻山座長 区民の皆さんの疑問にお答えし、御理解を深めていただくため。

○根本委員 慎重な言い回しだ。

○辻山座長 これ審議会とかでよくやる手だよね。言われた単語は一応全部並べておくと。疑問に答えるとか。そうするとこういうことになる。疑問にお答えしというのも、なかなか覚悟が要る言葉ではあるんです。  
どうぞ。

○高野委員 区民としては、どうなんでしょうかね。つくったというふうな今、久保委員が言われたその気持ち、自分たちも同じなんですけれども、でも供給されるほうの側から考えると、何かつくってやってみたいな感覚しかとらないから、だから余り強気でおれたちがつくったんだから、わかってくれよというふうな説得は、一番やってはいけないことなので、だからやっぱりそういう意味でも、さっき針谷委員が言われたような、そういうふうなやんわりした部分のほうがいいかなというふうに思いました。

○辻山座長 どうぞ。

○針谷委員 疑問にお答えするとか、意見、質問を聞くとかというのは、意見を交換するのと変わらないといえますか、かえってもう少し一歩進んだような話にもなるので、御理解いただくというか、もしくは何も言わずに、条例の内容について、下記の日程で地域報告会を開催します。これからの新宿区の自治を推進するに当たり、多くの方の御参加をお待ちしていますとかといったような方向に持っていくのもいいのかなというふうに考えました。

○辻山座長 どうぞ。

○木全委員 やはり説明するのとあわせて、趣旨を区民の皆さんと共有化していきたいというのが目的ですから、そういったような表現を、条例の趣旨を皆さんと共有化していきたいというような説明するとともに、皆さん……、何かいい言葉ないですかね。趣旨を共有化していきたいとか、条例の中身を共有化していきたいというような表現にすればいいんじゃないかというふうに思えますけれども。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 今、木全委員が言われた共有化するという言葉が、本当に非常にすんといきませんので、共有化するという言葉を、わかりいい、何かもっと言葉を見出していただければ、僕はそれ賛成なんです。

○辻山座長 共有という、やっぱりちょっと「化」はとって。

○久保委員 そう、「化」はいけないですね。

○辻山座長 はい。

○久保座長 かぎ括弧で共有にして、共有の解説する。

○根本委員 例えば、議案として提出し、可決成立いたしました。つきましては、本条例の内容をより御理解をいただくために、下記の日程で区内10箇所みたいな。だめなんですかね。

○辻山座長 どうぞ。

○小松委員 賛成です、根本委員の。要するに、共有なんていうことを言っても、共有したくない人にとって、共有するためとか、そういう押しつけがましいことじゃなくてできたので、今、根本副座長がおっしゃったように、説明をさせていただくという、説明会ということでもいいんじゃないかなと。共有をするなんて、したくないよという人も来ているわけですから。

○辻山座長 どうぞ。

○木全委員 私もそれで結構だと思います。ただ、やっぱり趣旨普及というのが、この説明会の根底に流れているということは、臨むときの気持ちとして皆さんに広く理解して行って、この条例のもと一緒にやりましょうという趣旨普及は、心の中で秘めていればいいのかと。さっぱり、説明会を開きますでいいと思います。

○野尻委員 説明会に見える方は、全然わからないけれども来てみようという方と、それから本当に疑問を持って見える方と二通りだと思うんですね、大きく分ければ。ですから、全体を含んで今おっしゃった理解していただくためにというのが、一番妥当だと思いますね。

○辻山座長 いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○辻山座長 事務局いいですか。

○事務局 すみません、もう一度お願いします。

○辻山座長 「説明し」へ入らないわけね。この条例について御理解をいただくために。でも、「より」というのを入っていたけれども……

○根本委員 「より」は要らないですね。

○辻山座長 要らないだろうな。

○根本委員 「つきましては」と入れたんだよね。

○辻山座長 そうですね。「本条例の」と言ったけれども、それは「この条例の」と言ったほうがやわらかいかなというように。趣旨はとったんだよね。趣旨はとる。趣旨だけ理解されても困るという。  
いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 それでは、そういうことにいたしましょう。

○事務局 一応、確認のために読み上げさせていただきます。

「この条例を区民の皆様に御理解いただくために、下記の日程で区内10箇所」につなげていっ  
ちやいます。そういうことでよろしいでしょうか。（その他発言する者多し）

○辻山座長 これは読む人のテンポの問題だと思うんだよね。

○根本委員 可決されましたのかな、可決成立いたしました。成立したんだよね。こっちには成  
立になっている。制定か。新宿区自治基本条例を制定になっている、広報は。可決されました、  
可決成立、どうなんでしょう。可決されただけだと、ちょっと弱いような気がする。

○辻山座長 この主催者は検討連絡会議なんでしょう、依然として。だから、されたでもいいとは思  
うんですね。

○根本委員 わかりました。

○辻山座長 いいですね。

それでは次に、逐条解説についてということで、少し議論したいと思います。

専門部会のほうにお願いしていて、この手直しをということでございました。それ出ておりま  
すので、最初に針谷副座長のほうから説明を受けます。

○針谷委員 それでは、逐条解説の9月29日からきょうまでの間の変更点について御説明させてい  
ただきます。

まず、見ていただきますと、紙としましては表紙がつきまして、1枚開いていただきますと  
「新宿区自治基本条例が制定されました。平成23年4月1日施行」といったところで、内容は広  
報原稿と似たような内容で書かれているものをつけさせていただきました。

中身に入りまして、もう1枚めくっていただきますと、新宿区自治基本条例の構成図といった  
形で前文から始まりまして、最後の附則といったところまでの内容をつけさせていただきました。  
逐条解説の本文のほうに入って行くものでございます。

まず、変更点でございますけれども、2ページにいきまして、解説のところの1行目の一番後  
ろのところ。「制定にあたっての私たちの決意等を明らかにし」ということで、前回そが  
「区」というようなことになってございましたので、それを「私たち」というふうに変更させて  
いただいています。

段落につきましては、段落ごとにその段落の内容をまずいって、あとはトピック的なことを述  
べているところがございます。3ページの第5段落のところでございますけれども、第5段落  
のところ、前は「地域自治の時代について述べています」といったようなことをつけていま  
したが、それは削除するというので削除しています。

続きまして、4ページ、定義のところがございます。解説のところ、7行目あたりのところ  
でございますけれども、前は「積極的に関わってもらい、新宿区の自治に協力してもらおうと  
いうことです」というようなところを御指摘いただきまして、今回「積極的に関わり、新宿区の  
自治に協力していくということです」というふうに変えました。

それから、区民の定義のところがございますけれども、前は「まず、住所を有する者である  
住民、それに新宿区で働く者」というふうに続けておりましたけれども、その表現を変えたほ  
うがいいという御指摘ございまして、「まず、住所を有する者である住民、更に」ということで、  
「更に」という表現に変えたところがございます。

続いて、第2号の「公共サービス」についての記述でございますけれども、こちらが前は公  
共サービス基本法を引っ張ってきまして、それをそのまま書いていたということで、そのもの自  
体が難しいというような御指摘をいただきまして、なるべくわかりやすい言葉に変えるという  
ことから、読みますと、公共サービスについてのところですが、「平成21年に『公共サービス基本  
法』が施行されました。この法律は、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざすものです。交  
通、福祉、教育など、欠かせない公共サービスはどうあるべきなのかの基本を定めるのが、この

法律です。ここで言う公共サービスは、国や地方公共団体による金銭やサービスの給付、規制、監督、助成、広報など、公共の利益を増やすためのさまざまなことが含まれています」というふうに変更させていただきました。

続いて、5ページの第4号の「職員」についてといったところでございます。前は「地方公務員法の第3条第2項で定める」といったようなことを記述した上で、参考で地方公務員法でありますとか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といったことで、法律の条文をそのまま持ってきていたということで、大変わかりづらいということがございましたので、今回は第4号「職員」について、「区で勤務する以下の職員をいいます」といったように言い方を変えさせていただきます。

まず、(1)で一般職について述べまして、①から④まで記述しています。

次に、(2)特別職。ここでは議会の議員は除くということで、①から③まで、そして(3)で小・中学校の教職員(県費負担教職員)といったような記述で、なるべくわかりやすい表現に心がけたところでございます。

続いて、6ページにまいりまして、基本理念のところの条例の位置づけ第4条の上から数えて上の4行で「なお」のところですが、後、「なお」の後ろに、「検討の過程において議論にのぼった」というのをいれまして、「恒久平和の追求」、「地球環境の保全」といったことを前文に盛り込みましたといったことにさせていただきました。前は、その「検討の過程において議論にのぼった」という言葉がなかったため、唐突にここに出てきて、前文に盛り込まれたといったようなことになってしまうのではないかとといったようなことに対応したものでございます。

続きまして、7ページの区民のところでございます。このあたりから、区ということについて何を意味するのかがわかりづらいといったようなことがございましたので、区という表現を使う場合は、条例の本文に則した場合と、そうでない場合は、なるべく区という表現は避けるような工夫をさせていただきました。区民のところの解説のまず第1項のところでございますけれども、前は、区政に関する情報を知る権利は、区から提供される情報を受けとるだけだったんですけども、それを改めまして、「単に区政に関する情報を受けとるだけでなく」というふうに変更させていただきました。

第3項は、「区政へ参加する権利」は「区政に」に直させていただいた上で、その後ろが「区が政策などを立案する際や」というふうにつなげていたんですけども、そこをちょっと文章をその行を改めまして、行といいますか、文章を改めまして、「政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べたり、事業の担い手として、また、受け手として参加するなど、多様な方法による区民の参加を保障するものです」といった表現に変更させていただきました。

続いて、第4項ですが、『自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利』は」ということで、前は、新宿区というまちが、人が住み暮らす住居系のまちでもあり、地域自治を推進していく上でといったような文章でしたけれども、新宿区というまちが住居系のまちであるかなにかというのは、余りここでは関係がないということがわかりましたので、ここではあえてそれを入れる必要がないということで、削除させていただきました。『生涯にわたり学ぶ権利』は、地域自治を推進していくうえで、生涯にわたって学習することが必要であるとの考えから、区民の権利として盛り込みました」というふうに変更させていただきます。

続きまして、8ページにまいりまして、区民の責務のところでございます。区民の責務のところについて、多くの区民が住んでいるといったようなことで、区の中も外もといったところを少し入れたほうがいいのかといったようなことを踏まえまして、解説の2行目に、「新宿区は国内外から様々な目的を持った人が集うまちであり、ともに暮らすまちです。区民は、この地とともに生きるものとして」といったように、文章をつなげさせていただきました。

続いて、9ページでございます。議員の責務のところでございますが、下から3行目です。「『区民の代表』については、議会の設置と同じ考え方です」という文章が、前は一番最後についていたものでございまして、この文章は第1項に対応するものですので、置く位置を変えさせていただきます。

続いて、12ページに飛びまして、こちらは区政運営の原則のところですが、第5項のところ、まず参照条文が間違っていたので、前回「第3条第3項」となっておりましたが、「第5条第3項」が正しいということでございます。それから、その下の行の今「区民と区の行政機関が」というふうになってございますが、前回「区民と区が」となっておりまして、条文と整合性がとれておりませんでしたので、その「区」という表現を「区の行政機関が」というふうに変更させていただきました。

続きまして、13ページの住民投票の参考の枠の中でございまして、個別型と常設型の表現で

ざいます。個別型の表現が前はちょっと簡単に書いていたので、個別型と常設型の違いがわかりづらいということございましたので、改めまして、「個別型とは、住民の意思を確認する必要が生じた場合に、長や議員の提案または住民の直接請求により、その都度議会の議決を得て住民投票条例を制定する制度です」というふうに改めました。

続いて、14ページでございます。住民投票の実施のところでございまして、第1項の第1号のところでございますけれども、前は、ほぼ条文と同じような形で書いていたもので、表現がわかりづらいといったことございましたので、第1号の表現を2つの文章に分けました。1つ目の文章で、まず、年齢満18年以上の者から、その総数の5分の1以上の者の連署をもって請求があったときに住民投票を実施することを規定するという、そして続いて2つ目の文章で、なお区内に住所を有する年齢満18年以上の者の具体的な要件については別に条例で定めることとしましたというふうに、文章を分けて御理解いただきやすいようにさせていただきました。

続きまして、第8章、15ページでございます。その解説で、第3項の解説でございましてけれども、後ろのほうで、前は「地域区分ごとに」となっていたけれども、これを「地域の区分ごとに」ということで条文と合わせた形でございます。そして、その3行下でございまして、そのちょっと前から読みますと、「そして新たな地域自治組織はどのような組織が適切なのかについては、今後引き続き検討していくこととしました」というふうにさせていただきます、前は「拙速に決めないこととしました」というふうな表現でしたので、今後も検討していくんだということを述べるというふうに、変更させていただいております。

変更点については以上でございます。御確認をお願いいたします。

○辻山座長 ありがとうございます。結構大変な作業だったですね。

それでは、御質問のある方から受けていきましょう。

どうでしょうか。

なければ、私がちょっと1点あるんですけども、この表紙の次に出ている「新宿区自治基本条例が制定されました」というこの一文は、解説とどういう関係になりますでしょうか。全く別物でしょうか。

というのは、ここで区（行政）というふうに使っていて、そうすると解説本文の区の定義とはそごを来してしまうので、思い切って、これ区をやめて、行政だけにしてしまうということになると、今度は条例本文のところ、行政というだけの使い方はしないということになっていたの、それとのそごが発生する問題があります。

下の箱を見ると、何と区職員と書いてあるんですよ。これはこのまま使ってもいいんです、三者で構成してと言っているんだから。少なくとも、区（行政）は、後ろの関連でいうとちょっとまずいかなという印象を持っていますが。本当だ、図もそうなっているんだ。じゃ、これはこれでいいことにしましょうか。つまり、条例の解説とは何の関係もない文章なんだという理解をするしかないなという気はしますね。この図とかも使われてきたまんまですのでね。そっか、区職員6名とあるけれども、これ四角くして、区（行政）というの、これはずっと使われてきた図ですか、これ。当初から。

○事務局 この図につきましては、当初から説明で使ってきたものなので、一応表題のところ参考という括弧書きを入れさせていただいて、制定されましたを、これまでの検討経緯みたいな形で文章を少し変えさせていただいて、要するに、この逐条解説との関係性がなくて、これまでの取り組みを説明したものだという意味づけで、少し整理させていただきます。

○辻山座長 そうですね。めくって、1ページからが解説ですよというふうにね。ぜひお願いします。

そうしたとしても、5ページの区の職員のところは、もう一つぴたっとこなかったんですけども、区で勤務する以下の職員をいいますということで、例えば上のほうは、区の政府の関係職員なんですね。議会と行政の機関のね。4番が区立学校ですから、区の所管する公立学校、幼稚園の職員ということになりますよね。それを区で勤務すると言ってしまうと、新宿区に働きに来て人たちも、みんな職員と言うのかいという。これまでの区の定義でいうと、区というのは新宿区と読むというふうにしていきますのでね、新宿区で働く職員というふうになってしまう。新宿区で勤務するか。これ余り深く考えないで、区役所等で勤務するとかと、ごまかしちゃっておいただめなんですかね。区の政府機関でというの、何かかたくて嫌な感じがするし。

○久保委員 区行政に携わる。

○辻山座長 区行政に携わる以下の職員。区行政にみんな携わっていますね。

この県費担当教職員は除くというのは、これ、でも区職員という身分ではあるんでしょう。人事権とかそういうのはないけれども。県費負担教職員も区教育委員会の人事権があるの。（「ないです」と呼ぶ者あり）ないのね。給与だから県費負担と言っているものね。こんなに厳密にやらなければいかんかという意味なんですよ、単に。

これ、例えば県費負担の教職員は、新宿区の職員として掲げたこの条文にかぶらないということに。

○木全委員 (1)で除いて、(3)で入っているの。

○辻山座長 本当にこまい。だから、事実関係においては全然問題ないわけね。

○木全委員 オミットしたわけではないです。わかりづらいですけどね。

○辻山座長 本当だ。

○木全委員 法律の条文では県費と書いてある。

○辻山座長 これも妙な言葉だね、そうしてみると。

○木全委員 都道府県費とは書いていない。

○辻山座長 そうね。都民の人とかにとっては、ちょっと違和感あるよね。何のことだろうと。

○久保委員 そうだね。僕らは県費負担教職員って平気でね。

○大友委員 だから、これ都費負担教職員を除くみたいな感じ。

○久保委員 県がいけないなら都費じゃないか。都しかないんだもの。新宿区にとっては。都費でいいんだよ。

○高野委員 ここのところはね、一番区民が知りたいところで、教職員は東京都から要するに任命されて、それでそこの給料をもらっているという意識を持っている人と、新宿区が出しているんじゃないのという人がいらっしゃるわけなんです。だから、これはこういう形で木全委員が書いていただいたところが、すごいわかりやすいので。ただ、その部分が、県費か都の費用負担かというところは、その部分がまたこれに対して用語の定義みたいじゃなくて、また説明しなければいけなくなると。だから、これは……

○辻山座長 さらっとこれでいくと。

○高野委員 でいいんじゃないかと思います。

○辻山座長 そうね。今、高野委員がおっしゃったように、このことについての理解をしていただくというのも大事なことで、都区協議ではこれどうだと、金持つんだったら人事権やってもいいぞというふうに、都は言い出しているんでしょう。区のほうは余りうれしくないの。  
はい。

○久保委員 高野委員さんに伺いたいけど、県費がやっぱり僕らおかしいんだから、都費でだめですか。都費負担職員のほうがわかりいいよ。県費なんてわからないよ。

○辻山座長 そういう理解を求めるのであれば、都費としておいたほうが理解しやすいですよ、都民には。

○山田委員 県費職員というのは、対応語として使われている言葉ですから。だから、北海道は道

費と言うかと。

○辻山座長 はい。

○齊藤委員 県費という言葉はもう決まっているわけですから、反対に都が負担している職員とすればいいんじゃないですか。（「だから都費でだめなんですか」と呼ぶ者あり）だから、県費という言葉に対して都費というのはないというわけでしょう。ですから、都が負担している職員とするしかないんじゃないんですか。どうしても都を入れたいのであれば。

○辻山座長 じゃ、都負担教職員という。

○齊藤委員 どうしても東京都を入りたい。

○根本委員 解説だからね、だから県費職員と使わないで、わかりやすい言葉でということなら、今の都が費用負担をすとかなんとかという言葉で問題ないんじゃないかと思う。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 どうぞ。

○小松委員 そうすると、この（3）の小・中学校の教育職員とか、そういうふうな言い方して、後ろをとったらどうなんですか。教職員になっていますよね。要するに、教師はこういうことですよね。都で採用されている。幼稚園の先生と事務職員さんは区ですよね。それがわかればいいんですよね。費用がどちらかと。

○木全委員 職員でも実は中学校なんかは1人は都の職員がいる。

○辻山座長 いるよね。いるんだよ。

じゃ、いいですか。こういう単語なんですと、要するに。

それで、さっき僕が言った区で勤務するというのは、何か考えていただけますか。それとも、これですと理解ができるかなという。「区に」とやると、今度は区の理解が変わっちゃうのね。僕らは何か国語、面倒くさいような話になっているなどと思いますが。

○根本委員 どこをやっているんですか、今。

○辻山座長 区で勤務する。

○根本委員 まだ考えているんだ。

○辻山座長 区役所等でいこうと。

○小松委員 区役所等がいいですよ。わかりやすい。

○辻山座長 以下に掲げると言っているから、あいまいにはしていないわけよ。

○根本委員 「区役所に」じゃだめなの、学校もあるから。

○辻山座長 学校があるのよ。

○根本委員 「等」ですか。

○辻山座長 「等」ね。

○根本委員 区役所等で勤務する。

○辻山座長 「に」だと思えますね。勤務する以下の職員をいいますということにしましょう。

あとは。

○根本委員 あとは、かなりあっちこちからも意見は言って、大体修正の最後ぐらいに。我々も委員会でこういう議論して、それを修正してもらっていますから、かなり修正はきいている。

○辻山座長 それでは、若干また手直し入りましたけれども、これで逐条解説は確定したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○野尻委員 細かいことで申しわけありませんけれども、今の最後の16ページ、国際社会との関係で、解説ですね。「国内外から様々な人が住み」じゃなくて、「国内外の様々な人が住み」のほう。16ページの一番下の国際社会との関係の解説です。1行目。国内外の。

○辻山座長 そうですね。「から」なら来るというのにつながりますからね。

○野尻委員 それから、15ページの地域自治ですね。解説の4行目「区の行政機関は第1項の地域自治の推進に関して必要な措置」、この必要な措置って、まず地域説明会のときは質問が出ると思うんですね。どんな措置と。この必要な措置の後に、括弧でちょっと入れておくというのはいかがでしょうか。

○高野委員 それはある。

○野尻委員 人、物、金とかよく言っていますけれども。

○高野委員 おとといも、だれだか聞かれた。だから、人、物、金と言っておいた。

○野尻委員 人、物、金という言い方で入れるんだかどうか。書きづらいんですよ。質問は出るんですよ。言えないですよ。じゃ、質問が出たら、そんなようなニュアンスで答えると。口頭でね。（「区民サイドはちゃんと括弧して、人、物、金と書いておいたんだけど」と呼ぶ者あり）

それから、7ページの解説、第2項、5行目ですね。第2項の「公共サービスを受ける権利」のところなんですけれども、4ページのところの定義ですね。この公共サービス基本法（平成21年法律第40号）というのと、今度は7ページのほうには、地方自治法第10条第2項で保障されている権利と2つ出てきたわけですね。7ページの解説の5行目です。地方自治法第10条第2項というのが、公共サービスの定義のときには、この条例の中に公共サービス基本法（平成21年）と入っている。この別物ですよ。地方自治法ですから。この地方自治法も、これ保障されている権利ということをやったおいて、一番下の4行「なお」で、これがはっきりと住民だけが受けられる権利というようなところを規定しているんですよ、説明が。大丈夫って変な言い方ですけども、5行目では、区民が受けられる権利ですよ。一番下では、住民だけに限定する。

○高野委員 2項の区民の権利のほうに関しては、これはここに書いてあるとおり、サービスを受ける権利というのが、さっき4ページに出てきた、この下のところのここという公共サービスとは、同じことを定義されている内容だと思うんですよ。その下のところで書いたのは、一番出てくるところは、区民といっても、住所を有さないその人たちにも同じサービスを受ける権利があるのかという話が必ず出てくるわけだから、それに対するその言葉をちょっとわかりやすく書いてくれたというふうな流れで読み取るといいのかなと。だから、なおという言葉がいいのか、例えばとかと、どっちでもいいんですけども、このまんまでも、そういうことを説明しているということが理解できればいいかなと。

○辻山座長 どうぞ。

○樋口委員 野尻委員がおっしゃったのは、4ページの定義のほうでは、公共サービス基本法から引っ張って、7ページのところでは、地方自治法から引っ張っているということの問題を言っているわけですか。

○野尻委員 そうです。その情報でいいんですけども、先のほうは違いましたよね、公共サービ

ス基本法。それで、その7ページの5行目では、地方自治法第10条第2項。両方とも区民が受ける権利として、ここでは規定されているんですよね。7ページの5行目、保障される権利を含めと。

○高野委員 でも、第10条の2項は、ここで言っていることと同じことを言っているんですよね。結局、金銭や役務の（「役務の提供を受ける権利です」と呼ぶ者あり）受ける権利があるということを行っているから、だから第10条に言っていることを、またここで両方兼ねて言っているの

○野尻委員 むしろ、先に基本法というので、ちょっと括弧書きしてありますでしょう。そのように、地方自治法第10条第2項というので括弧書き、四角で囲って入れたほうが、この一番下の4行、同じことを言うように。

○高野委員 だから、整合性が今ないということの指摘だから、言っている意味はそういうことですね。

○辻山座長 この「サービスなどもあり」という下から2行目のところに、括弧して地方自治法第10条第2項というふうに、それはまさしくそのとおりですよね。

○高野委員 それを入れるだけで大分違ってきますね。

○根本委員 今の5行目の地方自治法第10条第2項と、もう一つここに。

○辻山座長 下から2行目のところに、例えば住民でなくては受けることのできないサービスなどもあり、括弧して地方自治法第10条第2項と。

上はこれでいいですか。そういう住民だけに提供されるサービスよりもっと広く公共サービスというふうに書いていますよね——を含め、公共サービスを受けると。この公共サービスは、公共サービス基本法のところで解説されたものだと。

○久保委員 これ知っていなかったら答えられなくなるね。おれ18日だもの。12月の。

○辻山座長 そのほかいいですか。  
野尻委員、おしまい、それで。

○野尻委員 はい。

○辻山座長 いいですか。  
それでは、これで確定にいたしますよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 いうことで、きょうやらねばいけないことは、一応終わりましたので、何か取り上げておくべきことありますか。

○根本委員 全然関係ないですけれども、資料2の案のところで、ちょっとそのときに言おうかなと思ったんですけれども、「『みんなでつくろう！新宿区の未来』自治基本条例」となっているでしょう。これだと、この言葉の自治基本条例とつながっちゃうような、広報は違うんだけどもね。広報は2段になっているから。だから、ちょっと配慮してもらったほうがいいと思っていたんですよ。ちょっと順番、随分後のほう。切って、そして新宿区自治基本条例地域報告会というふうにやっておいてもらったほうがいいんじゃないですか。誤解を受けないように。

○辻山座長 正解ですね。新宿区を入れて、正式の条例名称なんでしょう。

○根本委員 そうなんです。

○辻山座長 ここで折ってね。  
それ、いいでしょうか、事務局のほう。了解ですか。

○事務局 はい。

○辻山座長 お願いします。  
そのほかどうでしょうか。  
事務局からはどうですか。何かありますか。  
どうぞ。

○斉藤委員 それで、この3番の質疑応答・懇談ありますよね。ここさっき質疑はしないというよ  
うな。説明ですよ。

○辻山座長 そんなことない。

○斉藤委員 でも、質疑しないような話をしていましたよね。

○樋口委員 自治体としては…

○斉藤委員 一応質疑でいいんですか。御質問にするわけね。（「いや、だって聞かないと内容  
が」と呼ぶ者あり）もちろん聞くんだけど、質疑となっちゃうと、また疑問を深めて、たく  
さんいろいろ言っちゃう人がいる。（「いいんじゃない」と呼ぶ者あり）いいですか。

○辻山座長 どうぞ。何かアイデア。

○久保委員 質疑と言わないで、わからないことがありましたらとかと、普通の言葉で言えばいい  
んじゃないですか。

○辻山座長 これは配られるわけですか、次第は。

○事務局 次第は配ります。

○辻山座長 文字は、要するに単語としては、質疑応答と書いておくと。それしかないでしょうね、  
確かにね。  
いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 それじゃ、事務局、お願いします。

○事務局 それでは、次回に向けた検討議題ですが、今回は先ほどお話しさせていただきましたパ  
ンフレットの案と、それから区広報の特集号、それらを提示させていただいて、御意見をいただ  
きたいと思います。そして、それとあわせて、地域報告会のパワーポイントの資料、それか  
ら説明者用の資料を御提示させていただきますので、御意見をいただいて、最終的なものを固め  
させていただきたいと思います。  
私のほうからは以上です。

○辻山座長 よろしいでしょうか。  
それでは、本日のまとめ。

○事務局 本日のまとめなんですが、まず地域報告会につきましては、資料1の担当表につきして  
は了承されました。

資料2の報告会の次第につきましては、表題の部分につきましては、「みんなでつくろう！新  
宿区の未来」の部分で改行しまして、次に1行下におろしまして、新宿区自治基本条例報告会と  
いうふうに2行にするということと、あと当日の配布資料につきましては、パンフレットと逐条

解説と、あとパワーポイントの資料を配布資料としまして、残りの区民討議会ですとか、区民アンケートの概要版等につきましては、参考資料扱いとすることです。

あと、チラシの表現につきましては、下3行目の部分のところにつきましては、「この条例を区民の皆様にご理解いただくために、下記の日程で」というような形の表現に改めます。

(2)の逐条解説につきましては、表紙をめくっていただいた次のページにつきましては、「条例が制定されました」という部分につきましては、表題に「参考」とつけさせていただいて、この部分につきましては、これまでの検討の経過みたいな扱いにさせていただいて、解説につきましては、1ページ以降が解説ということになります。

あと、解説の部分につきましては、何か所か今回御指摘いただいた点がございまして、その部分を修正して、残りの部分については本会です承という形です。

以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

そのほか。

どうぞ。

○久保委員 パンフレットですけれども、8ページと言われましたよね。それで、大きさはこのA4の半分ぐらいという。

○事務局 いや、A4版で考えています。A4版で、表紙と裏表紙を含めて8ページということになりますので。

○久保委員 すみません、それでそれは少しは厚目の紙なんですか。

○事務局 少し厚目の紙を使用したいと思っています。

○久保委員 要望なんですけれども、それにはぼちんと穴をあけてもらえないかな。そうすると、残してくれる可能性が大きくなるんですね。ひもをつけて、どこかへぶら下げるね。それぐらい、穴あけるんだったら、僕、安いと思う。ただだと思うので、穴をあけたものをつくってもらえたらいいなと思ったんですけれども、思いつきだから、余り検討しなくても。

○事務局 一応、業者のほうには話してはみます。

○久保委員 そう言ってくれますか。ありがとうございます。

○辻山座長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 なければ、これで終わりにいたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 8時05分